

## 功労賞規程

### 第1条 趣旨

本規程は、定款第4条に基づき授与する日本統合医療学会功労賞（英文名：Integrative Medicine Japan Established Prize）（以下「功労賞」という）について定める。

### 第2条 受賞の対象

1. その業績が日本の統合医療研究を代表しかつ世界に通用するものであり、本会の運営あるいは発展に特に顕著な功績のあった研究者に対し授与する。
2. 本学会会員であり、会員歴10年以上のもの。
3. 功労賞は1年に1名授与することができる。

### 第3条 選考

功労賞授賞者の選考は、別に定める「功労賞選考規程細則」による。

### 第4条 授賞式

1. 功労賞授賞者には表彰楯を贈る。

### 第5条 変更

本規程の変更は理事会の議を経たのち、総会にて報告するものとする。

## 附則

この規定は2024年9月16日より施行する。